

議案第 37 号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 28 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 51 年 12 月条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 9 月 30 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う厳しい社会状況等に鑑み、特別職の職員で常勤のものとの給料を引き続き減額して支給するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。